

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、琴浦町における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定めるものです。

2 障がい者就労施設等からの物品等調達の意義

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを整えることが必要です。あわせて、障がい者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であり、供給する物品等の受注の機会を確保することで、需要の増進が期待できます。

3 調達方策

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等について、福祉あんしん課を窓口とし、共同受注窓口等で情報収集及び調整し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めます。

【共同受注窓口】特定非営利活動法人 鳥取県障がい者就労事業振興センター

〒683-0054 米子市鞆町 1 丁目 160 電話 0859-31-1015

- (2) 発注時には規格や仕様を明確化し、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないよう努めます。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、他の施策との調和を図るとともに、予算の適切な執行に配慮します。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約についても積極的に活用するよう努めます。

4 令和 7 年度調達実績

25,921,566 円（物品：23,636,250 円、役務：2,285,316 円）

（参考）令和 6 年度 11,034,220 円（物品：8,071,800 円、役務：2,962,420 円）

令和 5 年度 10,443,879 円（物品：7,025,000 円、役務：3,418,879 円）

令和 4 年度 8,964,442 円（物品：6,354,000 円、役務：2,610,442 円）

5 令和 8 年度調達目標

調達方針に基づき、新たな業務や新たな事業所への調達を積極的に行います。障がい者就労施設等の供給体制を勘案した上で、各関係機関に対し、優先調達の働きかけを行います。

6 対象となる品目

役務 清掃・軽作業等

物品 琴浦町指定ごみ袋等

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、町ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、概要を取りまとめ、町ホームページなどにより、速やかに公表します。